

亘理町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年7月21日

亘理町監査委員 渋谷 憲之

亘理町監査委員 安藤 美重子

記

1 監査等の基準

本監査は亘理町監査基準（令和2年亘理町監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

2 監査等の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査

3 監査等の対象

(1) 対象工事

令和3年度に施工した工事の中から以下の工事を抽出した。

監 査 対 象 工 事 名	担 当 課
令和3年度 亘理町防災備蓄倉庫資機材庫新築工事	総務課・都市建設課
令和3年度 亘理町防災備蓄倉庫建設工事	総務課・都市建設課
令和3年度 亘理町B&G海洋センタープール改修工事	生涯学習課・都市建設課
令和3年度 吉田保育所仮園舎改修工事	施設管理課・都市建設課

(2) 対象事務

令和3年度に施工した工事を対象として実施した。なお、必要があると認める場合は過年度分も対象とした。

(3) 実施年月日

令和4年6月27日（月）

4 監査等の着眼点

契約行為における妥当性や事務手続きの適法性を主眼とし、かつ、それに伴う設計基準及び施工業務について、業務が適正に行われているかどうかにも着目し実施した。

5 監査等の実施内容

あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき事務の執行状況等を担当職員から説明を受け書類審査を行い、現場にて竣工状況の確認を行った。

6 監査等の結果

当該工事に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。